

## コンバウン朝前期における支配 領域の認識－国家意識の探求

渡 辺 佳 成

### はじめに

前近代東南アジアの諸王国の国家意識を論じる際に、二つのことが重要な検討課題となる。それぞれの支配者が、自らの支配する領域の広がりやをどのようにとらえていたのかという問題と、そこに含まれるさまざまな構成要素をどのような形でひとつのまとまりとして意識していたのかという問題である。いわば、「くに」の外枠と内実をそれぞれどのように認識していたのか、ということをはっきりさせる必要がある。この二つの問題は、もちろん、支配者の意識の中では、混然一体で不可分のものとして認識されていたが、ここでは、分析の都合上、二つに分けて、特に前者を中心として検討を加えてみたい。

前近代の東南アジアにおいて、どのような国家の枠組みが存在していたのかについては、多くの王権論、国家論研究のなかで、さまざまなことが論じられてきた。なかでも、もっとも代表的なものとして、ハイネゲルデルンからタンバイア、ウオルタースに連なる「中心によって規定された枠組み」としての国家という考え方がある。王土とは宮廷の中心に座す王を中心に全周囲に力が放射される場であり、その力は中心から遠ざかるほど弱まりやがて消滅する<sup>1)</sup>。その国土は外縁の境界によって区切られた空間ではなく、その反対に、中心によって決定される空間であり、中心がその外縁を決定する。首都の名が、国の名となり、中心の光の強さによって、その範囲は振幅する (Tambiah 1976 : 112)。このように、国家の外枠という点に関しては、明確な区切りがなく、曖昧でぼんやりとした枠組みこそが、前近代東南アジアの国家の一つの特徴であり、しかも、それは、時々の王の資質に応じて、膨張した縮小する、と考えられてきた。中核地域、地方、属領、朝貢国からなる王を中心とした支配の同心円が伸縮を繰り返すという考え方は、急速な膨張とその後の急速な崩壊という激しい転変を繰り返す東南アジアの王国の歴史を理解する上で、一つの解答を与えてくれた。しかしながら、こうした議論は、あくまでも、中心と属領、朝貢国との関係から類推されたモデルであって、その実証においては不十分である感はまぬかれない。一部の研究で、中心と周縁の関係を史料から再構成し、伸縮する支配の同心円が存在していたことを示すにとどまっているといわざるをえない<sup>2)</sup>。個々の王国の残した史料の性格上、完全な実証は不可能であるにしても、少なくとも、意識のレベルで支配者階層がどのような国家の枠組みを抱いていたのかを検討する必要がある。

一方、これとは対照的に、近代の国家の枠組みを考える場合、アンダーソンが『想像の共同体』の中で、「国民とはイメージとして心に描かれた想像の政治共同体である－そしてそ

れは、本来的に限定され、かつ主権的なもの（最高の意志決定主体）として想像される」（Anderson 1983 : 15 ; 白石・白石訳 1987 : 17）、「国民は限られたものとして想像される。なぜなら、たとえ十億の生きた人間を擁する最大の国民ですら、可塑的ではあれ限られた国境をもち、その国境の向こうには他の国民がいるからである。いかなる国民もみずからを人類全体と同一に想像することはない。いかなる救世主的ナショナリストといえども、かつて歴史の一時代にキリスト教徒ができたようには、すべての人類が自分たちの国民に参加する日を夢見ることはない」（Ibid. : 15 ; 同 : 18）と、述べているように、植民地支配体制によって引かれた国境線という明確な区切りを外枠とする国家が、植民地当局者のみならず、ナショナリストたちにとっても、一つのはっきりとしたまとまりとして強く意識されていた。

明確な外枠を持つ国家と周縁があいまいな国家という二つの国家モデルは、19世紀におけるアジアとヨーロッパの衝突、ヨーロッパによるアジアの植民地化について、二つの異なった価値観のぶつかり合いという説明原理を提供してくれたし、また、外在的なものであれ、内在的なものであれ、前近代から近代への移行を示す重要な指標の一つとなっている。そして、植民地化という形であれ、欧米列強との接触という形であれ、アジアの諸国家は、19世紀末より、それまでの前近代的な国家から近代的な国家に変わっていくという構図が描かれてきた<sup>3)</sup>。

しかしながら、18世紀半ばから19世紀初頭に東南アジア大陸部に出現した「大国家」について考えるとき、ことは、そう単純な図式で理解できるものではないように思える。その構成員のほとんどが国家という政治共同体の一員であるという意識を持ち、彼らに主権があるという意味での国民国家は、19世紀の東南アジアには存在しなかったであろうし、そうした考え方がヨーロッパによって持ち込まれたことは、疑いようのない事実である。しかし、政治的なまとまりとしての王国が複数あって、それらが他と関係を持たず孤立する形で個々に存在するということは考えられないし、事実、18、19世紀の東南アジア大陸部では、それらの王国が、支配、名目的な服従をめぐるさまざまな抗争、外交を繰り広げた。個々の王国の支配圏の拡大とそれをめぐる「大国家」同士の関係を見ていくと、そこには、中心の光の強さによって支配の同心円が伸縮するという以上の何かがあるように思えてならない。確かに、空間的な広がりという点では、それは拡大したり縮小したりすることは間違いないし、その範囲は、国境線という地理的な区切りで決定されるものではなく、中心と周縁の人的なつながりによって決定される以上、国家の外枠は、あいまいで揺れ動くものとならざるをえない。しかし、伸縮しあいまいな外枠であったとしても、少なくとも、支配者の意識の中では、その外枠について、自らの王国とそれ以外を区別する何らかの規範のようなものが存在していたように思える。

本稿では、上述の問題意識を念頭に置きながら、コンバウン朝前期ビルマ<sup>4)</sup>の支配者が、自らの王国について、どのような外枠を意識していたのかを、彼らの残した詔勅を主たる史料として、検討を加えてみたい。

## 1. 世界像の表象としての転輪聖王概念

コンバウン朝という「くに」の枠組みについての支配者の認識を見ていく場合に、まず、検討しなければならないのは、彼らがどのような世界観を有している、その中に自らの「くに」をどう位置づけていたのかという問題である。

仏教的宇宙観にしたがえば、宇宙（世界）の中心に須弥山が位置し、その周りを七つの環状の海にそれぞれ隔てられた七つの山脈が取り囲んでいる。その外には大洋が広がり、その大洋の四方に四つの洲（島、大陸）がある。南の台形上をした大陸、瞻部洲が、人間の住むところである<sup>5)</sup>。こうした宇宙観が、単に、仏典に述べられている理念上のものではなく、実際に当時の人々の認識の中に存在していたことは、18世紀末にビルマに滞在していた宣教師サンジェルマノの残した記録などから十分に窺える（Sangermano : 3-7）。それでは、コンバウン朝の支配者たちは、この瞻部洲のどこに自らの「くに」を位置づけていたのであろうか。

これを考える際に、当然検討しておかなければならないのは、王権の正統性を示す際に重要な役割を果たしてきた転輪聖王の概念である<sup>6)</sup>。コンバウン朝前期の諸王、なかんずく、アラウンパヤー（1752 - 60）、シンビューシン（1763 - 76）、ボードーパヤー（1782 - 1819）の各王は、転輪聖王であることを標榜し、自らの権力を強化しようとして、周辺の諸地域との戦争を繰り返した<sup>7)</sup>。理念の上では、転輪聖王たる王は、全宇宙（世界）の支配者であり、この世に同時に二人いることはありえない、唯一無二の存在であった。事実、アラウンパヤーは、瞻部洲すべての支配者たらんとして<sup>8)</sup>、下ビルマのペゲー勢力を滅亡させる際には、ダジャーミン（インドラ神）からの手紙という形式をとって、

上流から来た王は、普通の傘さし宮殿に暮らすものではない、…中国、ヨーダヤー<sup>9)</sup>、カラ<sup>10)</sup>などの王は余すことなく臣下となるであろうという預言を得た。ラーマニヤ三処<sup>11)</sup>はいうまでもなく、瞻部洲すべてにおいて戦い未来仏たる [王] である（AAM : 28 : 1756.4.9）

と、ペゲーに対する降伏勧告を行っている。また、今日のビルマのほぼ全土を統一した後、マニプルを征服して、

…アレインダマーセッチャーシュエフラン（黄金の神槍、輪宝）、白象・の所有者に

て、臆部洲の地にて傘さすソープワー<sup>12)</sup>たちの主……(ROB III : 215 : 1759.1.19)  
と、転輪聖王であることを高らかに宣言している。王のこうした意識は、当時、ビルマを訪れた外国人の旅行記にも散見し、例えば、サンジェルマノはボードーパヤーについて、

先ず第一にシャム人の主要な都市を占領破壊し、次に勝利の軍を中国の皇帝に向け、彼を  
属国にする。そして西に向きを変えて、イギリスの植民地を所有し、大ムガルを攻撃し、  
疑いもなき、南の島臆部洲すべての主人となるつもりである(Sangermano : 71)  
と、述べている。このように、コンバウン朝前期の諸王は、自らを、全世界(全臆部洲)を支配する、あるいは、支配するべく運命づけられている王として認識していたことがわかる。

しかしながら、それは、あくまでも理念の上でのことであって、彼らも、そのことは十分に認識していた。現実の国際政治力学の上では、東方にアユタヤが、そしてさらに東北には中国が、全世界の支配を実現不可能なものとしていた。また、西には、イギリスがインドでの植民地経営を拡大しつつあった。臆部洲全体の支配を一方で強調しながら、一方では、その限界を認識していたのである。

こうした限界の認識が如実に表れるのは、東方の強国、中国と対した時であった。1787年、中国の乾隆帝からの親書<sup>13)</sup>に対する返書の中で、ボードーパヤーは、自らを「西方において傘さす大国(大タイン、大ピー)の王(ミン)すべてを支配する……日出ずる処の王(バイン)…」と称し、中国皇帝を「東方において傘さす大国(大タイン、大ピー)の王すべてを支配する朋友であり、黄金宮の主」と呼んで<sup>14)</sup>、臆部洲を二分する形で、西方の「小世界」の支配者として自らを位置づけている。一方、イギリスに対しては、バセイン王子はマドラス総督への親書の中で、アラウンパヤーを「東方のすべての王の領主であり主人、…諸王の王」(Dalrymple : 397 (1760.11.8))と呼んでいる。もっとも、この親書は英語訳の形で現存しているのみで、ビルマ語のオリジナルは残っていない。また、後述するように、第一次英緬戦争以前のイギリスに対する認識を窺わせる史料を検討していくと、ビルマの王は、中国の皇帝とは違って、イギリスを自らと同等の存在だとは見なしていないことがわかる。したがって、ここではイギリスを念頭において臆部洲の東半分を支配していると称していると考えたよりは、単に、イギリスから見て東の方に位置するという方角を示しているだけだと考えたい。いずれにしろ、これらの史料からわかるとおり、コンバウン朝前期の王たちは、理念としては臆部洲全土の支配者であることを標榜しつつ、同時に、「諸王の王」を中心として広がっていく「小世界」を二つないし、それ以上設定して、実現不可能な理想を実現可能な理想に転換し、その一つの「小世界」の支配者であることを主張していたことがわかる<sup>15)</sup>。

以前、筆者はこの「小世界」を「ビルマ世界」と呼び、ボードーパー時代に支配の同心円が拡大していく様相を史料によって跡付け、転輪聖王像の実現と王権の強化を関連づけて検討したことがある（渡辺 1987）。そこで明らかにしたとおり、「ビルマ世界」においては「王」は何人いても問題はないが、当然のことながら、「諸王の王」は唯一人でなければならなかった。また、実質的には何の支配関係もない「王」と違って、一定の義務の遂行の下に支配権を承認されるソープワーも本来の従属関係を保っている限り、「諸王の王」に属してしようと、他の「王」に属してしようと問題はなかった。換言すれば、コンバウン朝前期における勢力拡大の試みは、「諸王の王」を認めようとしない「王」に対する戦争であり、また、本来の従属関係を回復、維持しようとする政策であった。このことは、スネートが16世紀後半における第一次タウングー朝とアユタヤの戦争について、誰が真の転輪聖王であるかを証明する戦争であり、それぞれの王のマンダラが拡大していく対象は明確で両者のマンダラが重なるとき戦争が起こると述べていることとも一致する（Sunait : 222, 231-47）。

この「ビルマ世界」こそが、当時の支配者たちが意識していた「くに」であったと考えられる。もちろん、それは、今日の我々の目から見れば、そこにはいくつもの独立した国家が存在し直接の支配が及んでいる地域はごく限られたものにすぎず、「ビルマ世界」を国家とは呼べないだろう。しかし、名目的な支配であれ、間接的なものであれ、直接の支配であれ、基本的にそれぞれの枠のうちにとどまっている限り、ビルマ王の支配を受けているということに関しては区別がなかった。支配者の意識の中では、実質的な支配の形態は違うが、すべて自らの支配下にあるという点では同じであった。「くに」とは、支配者自らが支配していると認識している範囲（もちろんそれは空間的な領域というよりは人的な支配の連鎖の範囲という意味での範囲であるが）を指すという観点に立てば、この場合、まさしく「ビルマ世界」が「くに」にあたる可言えよう。

それでは、贍部洲の中に設定された「ビルマ世界」、すなわち、コンバウン朝という「くに」について、どのような範囲が意識されていたのであろうか。以前に考察を加えた時には、ビルマ王と諸王との関係からおおまかな範囲を示しただけにとどまっているし、スネートもその範囲は明確であるとしながらも、今日の北タイ、南タイの帰属についての意識を分析しただけでその全体像については明らかにし得ていない。その理由は、当時の支配者が意識していた範囲が明瞭に窺える記述が史料の中に見あたらないことにある。そこで、今回はアプローチの仕方を変えて、国を意味する言葉が、史料の中でどのように使われているのか、ビルマ王の支配する「くに」と諸王の支配する「くに」が言葉の上でどのように記述されているのかを見る

ことによって、その範囲を考える手がかりとしてみたい。

## 2 コンバウン朝の史料に見る国家のターミノロジー

コンバウン朝前期の詔勅をはじめとする史料には、国家を意味する言葉が複数使われている。従来の研究では、筆者も含めて、その差異にはあまり注意が払われてこなかったように思える。例えば、前章で掲げた「西方において傘さす大国の王」という表現もビルマ語の記述はタインとピーという国を意味する二つの単語から成り立っている。また、他にも一例を挙げれば、ボードーパーが過去における寺領地の寄進を調査させ確認したことを記す碑文の前文に、

…大ミョウ、大ピー、大タイン、大ナインガンの傘さす王の主人、…尽きることのない  
威徳、神力に満ち溢れている…転輪聖王のごとく、長子などの宝を享受している…(ROB  
IV : 473-74 : 1785. 8. 22)

とあり、転輪聖王の支配に服する「諸王」の支配するところを意味する言葉として、ミョウ、ピー、タイン、ナインガンなどの単語が使われている。このうち、ミョウは町、ないし、その町を行政の中心とする地方行政区画を意味するので、考慮に入れないとしても、ピー、タイン、ナインガンという、国を意味する三つの単語が使われている。これらの単語は、単に修辞上の作法として大した意味の違いなく使われているのだろうか、それとも、何らかの意味上の使い分けがなされているのであろうか。以下に、いくつかの用例を見ることによって検討を加えてみたい。その際に、性格の異なる史料の用例を比較しても、修辞上の違いが予想されるので、史料の性格上比較的表现には嚴重な注意が払われたと考えられる詔勅の用例を比較検討することとしたい。

まず、タインとピーの用語法の差異について考えてみたい。アラウンパーはテナセリムに逃れた叛徒とその船の引き渡しを要求して、

ヨーダヤー王もタインカヤインの主であり、傘さし宮殿に住んでいる。法に背くことを行うな。…別個のピー、タインで傘さし宮殿を建てている（王である）（AAM : 149 : 1760. 1. 15）

と述べている。また、ボードーパー、は中国商人の係争事件の処理の陳情に対して

一つの(別の)タイン、一つのピーからやって来た中国商人に関することである（ROB  
V : 473 : 1807. 9. 4）

と迅速な処理を命令している。一方、アッサムの内紛に乗じる形でアッサムに軍を派遣して王を復位させたことについて、バジードー（1819 - 37）は次のように誇らしげに述べている。

アータン・タイン、ピーは、王都をもつ大タイン大ピーであったが、暴徒どもが暴れまわり混乱したのを、黄金の御掌もとから軍を選び鎮圧させ…ので、…タイン、ピーとともに大象、大馬、子女などの貢ぎ物を献上し王の臣となった……(ROB VIII : 372 : 1820. 9.15)。

また、ベトナムの使者が海路訪れたことを喜び、

日出ずる処の王（バイン）、主の黄金の威徳にすがり、望まれるところすべてのことを為したいと、…使者を派遣して、王の臣となり務めを果たしたい…。昔の年代記、古記録には、ユンジー・ピーは見あたらない…。未だかつて訪れたことのない遠方のタイン、ピーであるのにふさわしく、新年のガドの儀式に…(ROB VIII : 384, 386-87 : 1822. 4.25)

と述べて、新年の服従の誓いの儀式への参列の次第を指示している。

これらの詔勅に見られる用例を検討する限り、タインとピーはさしたる意味の違いなく使われていてともに国と訳して問題がなさそうである。これは、同じような意味の単語を二つ並べて熟語を形成するビルマ語によく見られる表現であると解釈できる。しかしながら、こうした用語法とともに、以下に見られるような、両者が異なる意味で使われている用例も詔勅に散見する。

例えば、ボードーパヤーが、アッサムを逐われた王を助けて軍を派遣する際に出した詔勅には、

アータン・タインのザラハッ・ミョウ、カーマルピ・タインのグワーパッティ・ミョウは、ウェーターリー・ピーの大ミョウ、大タインである……(ROB VII : 355 : 1816. 10. 28)

とあり、また、インドのベナレスに派遣された使者がムスリム高官から得た情報をバジードーに報告した中で、ムガル帝国について

ルワン大ピーは、東方をネパーラ・タインのピンサラホー・ミョウ、南方をエインディヤ・タインのタヤンパタン・ミョウ、西方をマガダ・タインのマガダリッ・ミョウ、北方をハンバシ・タインのホーラン・ミョウをそれぞれ、代々途切れることなく統治してきた (ROB VIII : 403 : 1823. 1. 22)

と述べている。両者ともに、タインとピーを単に国と訳すと意味が明瞭に理解できない。これらの用例から、まず、タインにはミョウが存在するということがわかる。そして、前者の例だけだとピーにタインやミョウが含まれるように解釈できるが、後者の例から判断すると、

ピーーの中にタインやミョウがあるというよりは、ピーーがタインを支配するという関係が窺える。

「ピーーがタインを統治する」とはどういうことなのだろうか。これを考える上で参考になるのは、詔勅に頻出する「黄金のピードー」ないしは「黄金の大ピーー」という用例である。「ドー」は、ビルマ王に関わるすべての事象を表す接尾辞で名詞にも動詞にも附される。また、「黄金の」という修飾辞も、名詞に係ってビルマ王に関わることを表す。これに対して、同様の表現がタインに対して使われる例は今のところ見当たらない。したがって、あくまでも文言の上では、ビルマ王のピーーはあっても、ビルマ王のタインは存在しないということになる。さらに、

威徳絶大にして、トゥナーパヤング、タンパディーパ、カンボーザなどの大タイン、大ピーーの傘さす全ての王を支配し、……すべての黄金の宮殿と樓閣の主、ヤダナーブーラ・インワ大ピーーとともに、アユザジャブーラという名のヤダナーティンガ・コンバウン黄金の大ピーーを支配される造物主アラウン大正法王陛下……（AAM : 38 : 1756.5.8 : cf. KBZ I : 168）（イギリス王への親書）

という記述<sup>16)</sup>を見ると、インワは第二次タウンゲー朝の都であり、コンバウンはアラウンパヤー時代の都であることから、ピーーは「みやこ」を意味する言葉として使用されていることがわかる。このことは、種々の政策を宣布する際に出された詔勅の冒頭に、「黄金のピードーをはじめとして…」という文言が頻出する<sup>17)</sup>ことから裏付けられる。したがって、先ほどのピーーがタインを統治するとは、「みやこ」であるピーーがタインを支配するという意味になる。

それでは、タインを国と訳していいのだろうか。上に引用したアラウンパヤーの親書にはタインにトゥナーパヤングなどの地名が附されている。タインに地名が附される他の用例を見ていくと、その地名の多くはある地方を指す雅称であることに気がつく<sup>18)</sup>。しかも、それは、遠い昔であれ、近い過去であれ、かつて独立した一個の政治権力を築いていた地域であった。したがって、タインもまた単に国を意味するのではなく、かつて何らかの政治統合が存在していたその地方を意味するものと思われる。このことは、先に述べたように、ビルマ王のタインという表現が史料に見当たらないという事実とも符合する。これらの推測が正しいことは、シンビューシンが残した碑文の以下の記述からも窺える。

カレー、テイニン、サリン、サグなどの大ピーーを建置するトゥナーパヤンタ・タイン、……、クティン、モウッタマ、ペーグーなどの大ピーーを建置するヤーマニャ・タイン、



モーネー、ニャウンシュエー、ティーパッ、モーメイッなどの大ピーーを建置するカン  
ボーザ・タイン、……、パガン、ミインザイン、ピンヤ、インワなどの大ピーーを建置す  
るタンパディーパ・タインという16の大タインの主人、すべての傘さす王の主人 (Po: U  
: Daung 碑文 : 1775)

ここで一つのタインにいくつものピーーが存在すると記述されているのは、歴史上存在した政  
治の中心を通歴的に列挙しそれらすべてを支配するという表現によって、シンビューシンの  
偉大さを強調しようとしたものであると思われる。

以上見てきたように、タインもピーーも国と訳して間違いではないが、厳密な意味では、タ  
インはかつて存在していた「くに」であり、ピーーはその「みやこ」であった。そして、時に  
は、敷衍されてタインやピーーが国という意味で使われていたことがわかる。こうした原義を  
持つという前提に立てば、ピーーが「黄金の」とか「ドー」という修飾辞をつけられて、コン  
バウン朝の政治の中心、「みやこ」を意味する言葉として使用されるのに対して、タインがそ  
れらの修飾を附されてコンバウン朝という「くに」を意味する言葉として使われることがない  
という事実は、ごく当然のこととして理解できる。それでは、ビルマ王の支配するコンバウン  
朝という「くに」は何と呼ばれていたのであろうか。

先に述べたように、詔勅には国を意味する言葉として、タイン、ピーー以外にナインガンと  
いう言葉が使われている。以下にその用例を検討してみたい。まず、内紛によって二度にわ  
たって王が廃位させられその度にビルマ軍によって復辟する (1817年3月、1819年2月)とい  
う事態を経て、独立国ではあるがかなり従属度の高い存在となったアッサム<sup>19)</sup>について、詔  
勅の中で、どのような言説がなされているかを見てみたい。

ボードーパヤーは、アッサム王が感謝の意をもって王女、貢ぎ物を献上してきた使節の迎接  
について指示した詔勅の中で、「ウェーターリー・ピーーは、手中のナインガンドーとなっ  
た」(ROB VII : 424 : 1817.9.6)と述べ、その使節との謁見について、通常の使臣に対する  
扱いではなく家臣の扱いをするよう命じている (ROB VII : 430 : 1817.9.10)。また、実行さ  
れはしなかったが、ベンガルへ向けて軍隊を発する命令を出した詔勅の中で、

アータン・タインのテッカデーワ王統が支配したタイン、ピーーは、臆部洲の地にある大  
タイン、大ピーーである。先祖代々の王たちが聞いたこともないアータン・タイン、  
ピーーは、黄金の御手もとへやってきたので、テッカデーワ王統のサンダラガンダシンに  
傘を与え宮殿を与え (王位につけ)、ナインガンドー [の王] と同じく王として……  
(ROB VII : 436 : 1817.9.16)

と述べ、バジードーも、アッサム駐屯軍の交代を命じる詔勅の中で、

手中のナインガンドーである北方のアータン・タイン、ピーは、黄金の大ピーードーを取り巻き守る大タイン大ピーである。(ROB VIII: 406: 1823. 2. 22)

と記している。これらの用例から、ナインガンに「ドー」が附されたナインガンドーがビルマ王の支配する「くに」を意味する言葉として使われていたことは、贅言を要しないだろう。また、かつてはその「くに」に含まれていなかったアッサムが、諸王の王たるビルマ王に服属する王となったという認識が、これらの詔勅から窺える。

ナインガンドーがコンバウン朝という「くに」を意味することは、かつての独立国からコンバウン朝の直接統治下におかれることになった(1785)アラカン<sup>20)</sup>についての言説からも明瞭に読みとれる。

イギリス人どもが所有しているのはウィーラッ島だけである。西の地にあるミョウ、ユワー<sup>21)</sup>は、イギリス・ナインガンのミョウ、ユワーではない。ヤカイン(アラカン)臣民が住んでいるスィッタガウン(チッタゴン)、パンワー、ダーカー(ダッカ)、モウットウザー(ムルシダバード)などのミョウは、ヤカイン王の所有していたミョウ、ユワーで、今はナインガンドーである。ナインガンドーのミョウ、ユワーに住んでいるヤカイン臣民に、イギリス人どもが[税を]請求すべきではない。…西の地のミョウは、バーラーナティー(ベナレス)、レッカナウン(ラックノー)、ディーリーの王たちが所有しているミョウ、ユワーであって、……(ROB VII: 487: 1817. 12. 22) (ベンガル進軍の準備: 実行されず)

この詔勅とほぼ同じ内容を持つ以下の詔勅では、ナインガンドーにタインを附したタインナインガンドーという言葉が使われていて、タインナインガンドーがナインガンドーと同意義の言葉であることがわかる。

スィッタガウン、パンワー、ダーカー、モウットウザーなどのミョウは、イギリスのタインナインガンではない。昔、ヤカイン王が所有していたミョウ、ユワーであり、今はタインナインガンドーとなっている。……にもかかわらず、……賦税を要求し徴収しているのは、慣例にも合わず、法(tayā:)をも遵守していないことになる。(ROB VII: 435: 1817. 9. 16) (ベンガル進軍の準備: 実行されず)

これらの詔勅では、かつてのアラカン王国が支配していた地域が「ナインガンドー(タインナインガンドー)」となったという文言だけでなく、税の徴収権についても言及している<sup>22)</sup>。しかも、コンバウン朝の支配領域の認識という点で注目されるのは、ここで言及されている

チッタゴンなどの地域は、16、17世紀の最盛期のアラカン王国の版図には含まれていたが、18世紀末の滅亡時のアラカン王国の実質的な支配圏には含まれていない地域であることである。さらに注目すべき重要な点は、自らの支配領域を「ナインガンドー」と表現しているだけでなく、それとはっきり区別する形で、イギリスの支配領域についても「ナインガン（タインナインガン）」という言葉で表現していることである。「ナインガンドー」とは別の国を意味する「ナインガン」という表現は、どういう国に対して使われているのだろうか。すべての国に対して使われているのだろうか、それとも、ある特定の国にのみ使われる言葉なのだろうか、以下に、検討を加えてみたい。

イギリスに対してナインガンという表現が使われていることと関連して、興味深いのは、ある僧侶が、ビルマに海上貿易に訪れる商人たちの支配者を、「タモグダラー大洋の区々たる小島の地に住んでいる船のカラーの王たち」（AAM：125：1759.12.14）と呼んでいることである。ここで述べられている小島という表現は、瞻部洲をはじめとする四大洲にはそれぞれの大陸と同じ形をした500の小島が附属しているという当時のビルマ人の世界観に由来する。このことは、サンジェルマノが、ビルマ人の世界観について説明した部分で、

ヨーロッパ人の船は、南の大島、瞻部洲をとりまく500の小さな島々のいずれかからやって来たと、ビルマ人たちは考えている。それ故、彼らは、ふつう、ヨーロッパ人を小島の住民と呼んでいる（Sangermano：7）

と述べていることから、明らかである。また、イギリスやフランスに対して「一つの（別の）島のナインガン」という表現が使われることがある<sup>23)</sup>のも、こうした認識を表しているものと思われる。

上述の用例からわかるとおり、イギリスやフランスは瞻部洲から遠く離れた辺境の島に位置する国として認識されていた。したがって、貿易などの経済関係は持ったとしても、支配の関係という点では、瞻部洲の地にあるナインガンドーの枠組みの外に位置するものと認識されていたと思われる。それでは、ナインガンドーとは基本的に関係のない、瞻部洲の外にある国をナインガンと呼んでいたと考えていいのだろうか。別の例を検討してみよう。

詔勅には、瞻部洲の地にある国に対しても、ナインガンという言葉が使われている例がある。チェンマイのカーウィラのシブソンパンナー周辺での擾乱<sup>24)</sup>を中国が援助していると抗議した文章の中で、

チャインヨウンジー（車里）・ミョウは、ナインガンドーと中国ナインガンの間にあり、両方の臣である。ソープワーを任命する時も、両方が任命しなければならないという古く

からの慣例がある（ROB VII：213：1811.3.22）（cf. ROB VI：395-96：1807.3.25）と述べている。また、廃位させられたシングー王（1776 - 82）が中国に亡命しようとしているという風聞に基づいてその追跡を命じた詔勅の中で、「一つの島のナインガンの中国、韃靼人たち」（ROB IV：214：1782.2.12）という表現が使われている。先に述べたように、瞻部洲において自らを西方の小世界の支配者とし、中国を東方の小世界の支配者として認識しているという意識を思い浮かべれば、中国に対してナインガンという言葉が使われていることは、ある意味では当然のことと考えられる。すなわち、やはり、ここにおいても、ナインガンドーという支配体系とは基本的に関わりのない、その外の存在として認識している対象に対してナインガンという呼称が使われていることになる。

ところが、支配対象として意識されて当然の地域についても、ナインガンという言葉が使用されている。アラウンパヤーは、アユタヤ攻撃についてさまざまな作戦上の指示を出した詔勅の中で、

ベイツ（メルグイ）、タニンダーリー（テナセリム）は、一つの（別の）タインナインガンである（AAM：160：1760.1.7）

と述べているし、ボードーパヤーは、アラカン攻撃を命令して、次のように述べている。

先祖代々賦税を献上してきたヤカイン・ダニャワディー・ミョウは、昔からの慣例に従って黄金の御掌もとに頭を垂れて献上せず、お互いに…ので、ヤカイン・ダニャワディー・タインナインガンを収納するように、…（ROB IV：388：1784.10.16）

これまでの議論では、当然使われるはずのない文脈の中でナインガンという言葉が使われているのは、現在我々の手許に残されている当時の詔勅の中で、いまのところ、この二例に限られるが、それは例外であるとかたづけてしまっているのだろうか。それとも、これまでの議論とは別の論理でナインガンという言葉が使われているのだろうか。ここで、注目したいのは、この二例でタインナインガンとされている地域の共通点である。それは、コンバウン朝の詔勅に頻出する先祖代々という表現で意識されているパガン朝、インワ朝、タウングー朝のいずれかの時期に、これらの地域がその王朝の支配下に入っていることである。もちろん、攻撃を命じた時点において、これらの地域が名実ともにコンバウン朝の支配下にあるとは言いがたい状態にあったが、アラカンの用例からも明らかのように、支配者の意識の上では、自らの支配する、あるいは支配するべき地域として認識されていたことは間違いない<sup>25)</sup>。このように考えれば、これらの地域は本来であればナインガンドーと記述されるべきであるが、現実に照らして、「ドー」という言葉を附さずにナインガンという言葉で表現されたとも解釈できる<sup>26)</sup>。

いずれにしる、文言には細心の注意が払われている詔勅という史料を見るかぎり、ナインガンという言葉が附されて表現されるのは、ナインガンドーの支配の枠組みとは全く関係のない地域（中国、イギリスなど）か、コンバウン朝の支配の同心円では、直接支配の範疇に入るべき（それが現実のものとなっているかどうかは別問題であるが）地域に限定されている。このことは、支配の同心円では、諸王の範疇に入るアユタヤやアッサムなどの王国に対してタイン、ピーという言葉は使われていても、ナインガンが使われている用例が今のところ見当たらないという事実とも符合する。

以上の国を意味するさまざまな言葉をめぐる議論をまとめれば、次のようになるだろう。あくまでも詔勅という史料の文言の上ではという限定付きではあるが、コンバウン朝という「くに」は「ナインガンドー」と記され、その政治の中心、すなわち、諸王の王たるビルマ王の居所は「黄金のピードー」ないしは「黄金の大ピー」と表現される。それに対して、名目的であれ、実質的なものであれその支配を受ける地域、国とその政治的な中心は、それぞれ、「タイン」、「ピー」という言葉で表現される。また、コンバウン朝とは別の世界に属する国に対しては、「ナインガン」という言葉が使われ、時には「タイン」という表現も使用される。もちろん、言語の多義性という観点からすれば、これらの言葉の使用について厳密な法則が存在していたと結論づけるのは間違いかもしれない。ただ、おおまかな傾向として、こうした用法が使われていたであろうと考えられるのである。いずれにしても、文言の上で、自らの支配する「くに」について、他とははっきりと区別する形で「ナインガンドー」という表現が使われていることを確認しておきたい。

### 3 意識された範囲——結びにかえて

上述の議論をふまえて、コンバウン朝という国家の枠組みについて考えてみると、詔勅という史料の上では、「ナインガンドー」という表現を指標とすることによって、自他を区別する支配者の意識が見てとれるし、「ナインガン」の用例に着目することによって、その区別の規範のようなものが明らかになることがわかった。もちろん、他の同時代史料にもこの議論が適用できるのか、仮に適用できるとすれば、そこに表れる区別する規範とはどのようなものなのかを検討しなければ最終的な結論を下すわけにはいかないが、現時点で判明していることをまとめれば、以下のようなになるだろう。まず、当然のことながら、自己の「くに」と他者の「くに」を区別するのは、支配者の主観によるものであり、客観的な規範のようなものは存在しなかったと思われる。しかし、それは、また、支配者一個人の恣意的な主観ではなく、当時の外

交の様態を見ればわかるとおり、同時代の周辺諸国の間である程度共有されていた規範でもあった。そして、その規範の一つとして、「諸王の王」という概念があり、現実の支配の形態はどうであれ、朝貢、貢納、税役の納付などによって、それを認知することが、ナインガンダーの構成要件となっていた。もう少し厳密に言えば、その認知すら必要不可欠な要件ではなく、認知すべきであるとビルマ王が考えた対象すべてが、ナインガンダーを構成していたと言っただろう。

それでは、その意識されていた対象とは具体的にどこを指すのであろうか。それらからなるナインガンダーの範囲はどのように意識されていたのであろうか。また、その範囲は、コンバウン朝前期を通じて不変のものであったのだろうか、それとも、王によって異なるものであったのであろうか。以下に見ていきたい。

詔勅には、個々の地域、国がナインガンダーに包含されていることを示す史料はあっても、その全体像を窺わせてくれる史料は少ない。そこで、どの地域、国がどの時点でナインガンダーに含まれていると意識されているかを検討し、それらを総合してナインガンダーの全体像を再構成するという手法が有効かとも思える。しかし、実は、後述するように、ナインガンダーの枠組みは、王によって、場合によっては、同じ王でも時代によって変化しているように思われるので、年代の違う断片的な個々の事例をつなぎ合わせて全体を再構成することは、かえってその全体像の正確な把握を妨げかねない。したがって、ここでは、とりあえず、詔勅以外の史料も含めてその全体像を窺わせる記述の検討をして、おおまかな構図を明らかにしていきたい。

まず、コンバウン朝成立以前の1750年の日付を持つ中国皇帝からの親書には、

西方において大タイン大ピーの傘さす王すべてを支配する…弟君のタインナインガンは、東方はカインマー（耿馬）、マインマイン、マインリン（猛連）の主人、南方はヨーダヤー、リンズイン（ランサン）、アチャー（チェンマイとラオスの間 or ベトナム）、ラワイツ（ロップリ）、ミエッフナーミー（黒面？）、海の落ちるところ、西方は大洋の縁までの傘さす王すべて、パガン、モービエー、パカン、モウッタマ（マルタパン）、ハンターワディー（ペグー）、タンリン（シリアム）、タウンゲー、ズインメー（チェンマイ）、カレー、タウンドウツ、テインニー、ダーウェー、ピー（プロム）、タウンドウイン、9 ジャイン（カヤイン？）、9 ソープワーなどが、今に至るまで代々のタインナインガンダーである（ROB III : 88-89 : 1750. 2. 28）

という記述がある。この史料の性格については、その来源も含めて明らかにし得ていないが、

他の中国皇帝からの親書の例から考えて、たとえ本物であったとしても原文の忠実な訳とは考えがたく、ある意味ではビルマ側の面子のたつように改訳されているものと思われる。したがって、そこには、ビルマ王の支配する範囲についての何らかの意識が反映されていると考えてよいだろう。問題は、その範囲を示す場合に、東、西、南の、それぞれ代表的な地方の名前、政治的中心地、ないしは自然の地形をあげて表現するという形態が、ビルマ本来のものであるのか、中国のものなのか、という点にあるが、パガン朝の碑文（Pl. 19a/6-9 : 1196）や第二次タウングー朝の詔勅（ROB I : 181 : 1605.9.26）にそうした用例が見られることから、とりあえず、ここでは、ビルマ本来のものであると考えておきたい。そして、これによって示されるナインガンドーの範囲は、東は今日の雲南の一部、ラオス、タイから西はアラカンの海岸までということになる。もちろん、ここに述べられているのはあくまでも意識されていた範囲であって、この時期の第二次タウングー朝は滅亡する寸前の時期で、名目的な支配の認知を含めたとしても、実際の支配領域とは異なっていることに注意したい。

コンバウン朝の史料では、四方の地名によってナインガンドーの範囲を示す上述のような例はあまり見られず、そこに含まれるタインを列挙することによってその全体を示すという表現形態が多く見られる。例えば、煩雑になるが、その一例を掲げれば、先に一部引用したシンビューシンの碑文には、以下のような記述が見られる。

瞻部洲の地に於て光輝く白傘をさすすべての王を、黄金の御足下に…カレー、…サリン、…などの大ピイーを建置するトゥナパラタ・タイン、ウデーラリッ…などの大ピイーを建置するティリキッタラーマ・タイン、クテイン、モウッタマ、ペーグーなどの大ピイーを建置するラーマニャ・タイン、ドウワヤーワディー、ヨーダヤー、カマンなどの大ピイーを建置するアヨッタヤ・タイン、ズィンメー、ラポウン…などの大ピイーを建置するハリポウッサ・タイン、サンダプーリ、…マインロウンなどの大ピイーを建置するラワラタ・タイン、チャイントウン…などの大ピイーを建置するケーマーワラ・タイン、チャインヨウン…などの大ピイーを建置するゾーティナガラ・タイン、モーネー、ニャウンシュエー…などの大ピイーを建置するカンボーザー・タイン、モーゴウッ…などの大ピイーを建置するマヘインタカ・タイン、バンマ…などの大ピイーを建置するセイン・タイン、モーガウン、モーフニンなどの大ピイーを建置するアーラウィ・タイン、カテー…などの大ピイーを建置するマニプーラ・タイン、…ケートゥマティーなどの大ピイーを建置するゼヤワッダナ・タイン、パガン、ミィンザイン、ピンヤ、インワなどの大ピイーを建置するタンパディーパ・タインという16の大タイン<sup>27)</sup>の主人、すべての傘

さす王の主人 (Po: U: Daung 碑文 : 1775)

ここに列挙されているタインとピーーのおおまかな位置関係を示したものが、図1であるが、ここで意識されている範囲と上述の中国皇帝の親書で意識されていた範囲とを比較すると、マニプルが新たに加わり、一方、アラカンがそのリストから抜け落ちている。また、原文を検討したのではないが、同じシンビューシンの残した別の碑文 (MMOS II : 81-82 : 1765) と比較すると、1765年の碑文にはアユタヤが含まれておらず、逆に1775年の碑文にはテナセリム南部が含まれていない。そのほか、同じラワラタというタイン名を挙げながら、1765年の碑文ではそれはランサン地域を意味するのに対して、1775年の碑文では雲南西部を意味する、あるいは、同じシプソンパンナー地方をリストにあげていながら、そのタイン名は二つの碑文では異なる、というふうに、同じ王の残した碑文の間でも、ナインガンドーの範囲については、異同が見られる。

この異同を仔細に検討していくと、それは現実の支配領域の拡大縮小と、かなりの部分で一致する。例えば、先にも少し述べたように、アラウンパヤーの時代にマニプルは一度占領されているし、アラカンはボードーパヤーの時代までは独立した国であった。また、アユタヤがビルマ軍によって滅ぼされたのは、1767年である。このように考えていくと、第二次タウンゲー朝末期のものとは違って、コンバウン朝の史料に見える意識された範囲は、現実と全く一致するというわけではないが、現実離れた誇大妄想的なものとは言いがたい。むしろ、現実の政治力学をかなり忠実に反映した上での意識であるといつてよいのではないだろうか。この推測がある程度正しいことを確認するために、バジードーの時代に、大臣の名義で出されたベトナム宛の信書の記述を見てみたい。

マハータマダ王から途切れることなく続く王統の血筋を引き、日出ずる処の王と称し、臆部洲全てに於て太陽、月の如く光輝く我らの主、この世の主、大法王様は、…周りを取り巻く傘、宮殿 (諸侯) であるトゥナーパラタ・タイン、タンパディーパ・タイン、ドゥラカ・タイン、ラーマニャ・タイン、ティーリキッタラーマ・タイン、ゼヤワッダナ・タイン、カンボーザ・タイン、ゾーティナガラ・タイン、ケマーラタ・タイン、マハーナガラ・タイン、ティーウィ・タイン、セイン・タイン、アーラウィープラ・タイン、ラーズィンガラ・タイン、ラワラタ・タイン、ハリモウッサラ・タイン、ナーガシャンダ・タインの傘さし宮殿に住まう諸侯、皇帝である王すべてが、常に貢ぎ物を献上し黄金の御足元に頭を垂れて務めを果たしている。…マハーウィパーカン・タインのイエッカプーラダニャワディー大ピーー、ドゥワーヤーワディー大ピーー、ヤンマワーワディー大ピーー、



ナーガシャンダ・タインのマニプーラミーテー大ピー、アタマテッカデーワ・タインのゴーラリンガプーラ大ピー等の王も黄金の御威徳の御影にすぎり… (ROB VIII : 388 : 1822.4.25)

どのタインにどのピーがあるかという部分の記述 (ROB VIII : 394-95) の引用は煩些になるので省略するが、その概略を示したのが図2である。図1と比較すれば分かるとおり、ここでは、アラカン、アッサムがリストに加わり、アユタヤが削除されている。ボードーパーの時代におけるアラカン、アッサムをめぐる現実の支配領域の変化については、先に述べたとおりであるし、アユタヤについても、バンコク王朝が創始された後、ボードーパーが何度も攻撃するが結局失敗に終わっている<sup>28)</sup>。したがって、ここでも、現実の政治状況を反映したニンガンドーの範囲が示されていることになる。

以上、コンバウン朝という「くに」の外枠について、ニンガンドーの範囲を示すと考えられる記述を検討することによって、当時の支配者たちが意識していたと思われる支配領域の範囲についての認識の一端を明らかにしてきた。そして、その範囲は、現実の勢力の拡大縮小を反映するかのよう、揺れ動いていたことが明らかになった。すると、コンバウン朝前期の国家は、最初に問題提起したときに述べた前近代東南アジアの典型的な国家であったということになるのだろうか。しかし、2章の「ニンガンドー」と「ニンガン」の対比のところでも述べたとおり、その枠組みの内と外を峻別するという、自他の区別の意識が強く見られることも事実である。このことは、名目的な支配の認知にすぎないとしても、ビルマ王の支配を受けべき対象だと認識していた諸王の国に対しては、「ニンガン」という言葉が使われていないことから明らかである。また、間接的な支配しか行使し得ないソープワーに対しては、「ニンガンドー」に包含されているという認識が、より強く表れている。例えば、ボードーパーは、国内の統治の方針について述べた詔勅の中で<sup>29)</sup>、

ニンガンドーの内にいるソープワーたちも、一本の傘さす諸侯である。王の守るべき十法をよく学び熟知し… (MMOS V : 256 : 1795.1.28)

と述べたり、即位の告知をはじめとして種々の政策を宣布する際に、

タインニンガンドー内のミョウザー、ソープワー、ミョウウン、スイッケー、ミィエーダイ、ダジーたちに、あまねく詔勅を宣布せよ (ROB VII : 391 : 1817.8.7) (仏教各宗派の自由を認める)

と述べて、他のミョウウンなどの地方官と同列に扱っている<sup>30)</sup>。この認識は、ソープワー同士の管轄領域をめぐる紛争に介入して、その境界を山川などの自然の地形やミョウ、ユワーに

よって確定している<sup>31)</sup>ことから窺える。

このことと関連して興味深いのは、中国とビルマに両属するとビルマ側が認識していたチャインヨウンジー（車里）のソーブワーについて記した記事の中で、雲南総督が「メーカウン川の東側が中国ナインガン、西側がミャンマーナインガンである」（ROB VI：824：1810.12.11）と述べたのに対して、バモーのソーブワーが、そうであるならば、サンダー、カインマーなどのミョウ、ユワーの多くが韃靼の国に入ってしまうとボードーパヤーに報告している点である。ナインガンドーと他のナインガンとの間の境界について記している史料は、いまのところ、この一例しかないので、即断はさけたいが、ここには国境線の意識の萌芽のようなものが感じられる。

いずれにしても、ナインガンドーという枠組みの範囲に関して自他を明確に区別するという意識が強く窺えることは間違いないわけで、この観点に立てば、コンバウン朝という「くに」は、支配者の意識の上では、伸縮する枠組みを持つという前近代的な国家の要素を残しつつも、明確な外枠を持つという近代国家の構成要件の一つを備えている国家でもあったと結論づけられる。そして、「はじめに」で述べた前近代と近代との断絶は、むしろ連続性の視点からとらえ直す必要があるだろうし、また、ヨーロッパによる東南アジアの近代化というテーマも再考が必要となるだろう。ただし、それを言うためには、残された課題は多い。まず、同時代の詔勅以外の史料を検討することによって、ここで展開した議論の妥当性を検証しなければならない。その際には、文字史料だけでなく、ミョウやソーブワーの境界争いに関わる詔勅でポウン（図）がしばしば言及されることからわかるように、当時のビルマ、シャンの人々が有していた地図作成の概念を検討することが、有効な手法となると思われる<sup>32)</sup>。そして、コンバウン朝前期の支配者のこうした意識がイギリスやフランスとの接触の中から生まれたものなのか、それとも、ビルマ固有のものであったのかを検証するためには、コンバウン朝以前の時代の支配者たちの国家の枠組みについての意識を検討する必要があるだろう。

最後に、もう一つ、これまでの議論の中でふれられなかった点について言及しておきたい。それは、シャンピー、ミャンマーピー、タヨウッピー、カラーピー、カテーピー、タラインピー、あるいは、その派生系と考えられる船のピーなどのように、「ピー」が、現在の語感では民族を意味する種々の単語を伴って、ある国、ないしは、ある地域を指す言葉として使用される用例が、詔勅にしばしば見られる点である。この用法については、現在の時点では、完全に説明できるだけの論理を見いだしていないが、当時の支配者の「民族」に対する認識、あるいは、「民族」と土地、国との結びつきについての認識を検討することによって、

その手がかりが得られるのではないかと思われる。後考を期したい。

【註】

- (1) 関本 1987及び、Heine-Geldern 1942 (大林訳1972 (1982)) 参照。
- (2) 渡辺 1987。以後、拙稿とする。
- (3) 代表的なものとしては、Steinberg 1985 参照。また、タイについて見事にその構図を描き出しているものとして、Thongchai 1994 を参照。これに対して、国家による効率的な支配という観点からコンバウン朝と植民地支配の連続性を指摘する Taylor 1987 をも参照されたい。
- (4) ここでいう「前期」とは、1752年のコンバウン朝成立から1826年の第一次英緬戦争敗北までを指す。本稿の対象となる国家の外枠についての意識に関して言えば、戦争敗北後のヤンダボ条約によってアラカン、テナセリム両地方の割譲を認めさせられたビルマは、少なくとも、その時点で、西欧流の国境線という概念を知ったことになる。したがって、支配者階層の意識という点では、ここにその画期を設定することは妥当であると言える。もっとも、それ以前の18世紀末から19世紀初頭におけるアラカン、アッサムとイギリス領インドをめぐる両国の交渉の内容を検討すれば、理解しているかは別にして、国境線の概念がビルマ側に伝わっていることは確かであるし、逆に、戦争後の両国の外交交渉の内容を見ていくと、国境線の概念がビルマに定着しているとは言いがたい部分も多く見られる (Symes 1969、Hall 1955、Cox 1821、Ramachandra 1979、Desai 1931など参照)。したがって、国家の外枠をめぐる意識の変遷については、第一次英緬戦争後の時代の検討が必要となってくるが、それは、紙幅の都合上、別稿にゆずることとする。
- (5) Ba Han 1965 及び Aung Thwin 1981 参照。
- (6) 転輪聖王の概念と王権の正統性の問題については、別稿で論ずる予定であるが、その起源については、山崎元一1993 を、スリランカからビルマへの伝播については、Sarkisyanz 1965 : 10 - 16, 33 - 36, 43 - 48, 87 - 97を参照。ビルマ史における転輪聖王概念については、Aung - Thwin 1985 : 30 - 68、Sunait 1990 : 71 - 135、Lieberman 1984 : 63 - 78, 237 - 241、Koenig 1990 : 65 - 97、及び、拙稿を参照。なお、Tambiah 1976 : 38 - 53, 73 - 101 をも参照。
- (7) 奥平 1993. 及び拙稿参照。
- (8) Sarkisyanz 1965 : 93に引用されているシュエボーパゴダの碑文 (RSASB 1923 /

- 24 : 30) によれば、「臆部洲のすべてを支配しますように」という祈願の記述が見られる。
- (9) タイのアユタヤ王国、ないしは、アユタヤ王国の人々を指す呼称。
  - (10) 漠然とインドの地を指す、ないしは、インドの人々を指す呼称として使われるが、さらに、インドに住むイギリス人をも指す言葉としても使われる。ここでどちらの意味に使われているのかは判定しがたい。
  - (11) 下ビルマの、バセイン、ペゲー、マルタバンの三地方を指す。大野 1980 及び、岩城 1995 参照。
  - (12) 本来はシャン族の首長を意味する言葉であるが、コンバウン朝では、ビルマ族以外の民族の比較的小規模な政治統合の首長を指す。王とソープワーの違いについては後述。
  - (13) これが偽の親書であることは、拙稿 : 132 - 33 参照。
  - (14) ROB IV : 524-25 : 1787. 6. 9 年代記にも同様の表現がある (KBZII : 46-47) 。
  - (15) 現実の政治力学に対応させて、転輪聖王像が矮小化することは、すでに、仏典やアショーカ王伝説に見られるごとく、ダンマ (法) によって四大洲を支配する転輪聖王像 (金輪聖王) が、武器、処罰によって臆部洲のみを支配する転輪聖王像 (鉄輪聖王) に転化している例からも明らかである (Sunait 1990 : 88- 102 参照)。ただ、臆部洲の他の世界 (例えば中国皇帝を中心とする世界) にも転輪聖王の存在を認めているのかという問題については、現在のところ、不明と言わざるをえない。今後の検討課題としたい。
  - (16) 黄金の大ピーーに具体的な都の地名が附されている例は他にも随所に見られる。AAM : 3 : 1755. 3. 4.、AAM : 12 : 1755. 6. 10.、AAM : 35 : 1756. 4. 25.、AAM : 58 : 1756. 6. 16.、AAM : 212 : 1760. 3. 25.、ROB III : 266 : 1760. 9. 12.、ROB IV : 473 : 1785. 8. 22.、ROB V : 771 : 1802. 1. 1.、ROB VI : 771 : 1810. 6. 23 などを参照。
  - (17) 煩雑になるので、いくつかの例だけあげれば、ROB IV : 223 : 1782. 2. 25.、ROB IV : 228 : 1782. 3. 3.、ROB V : 397 : 1788. 3. 8.、ROB VI : 552 : 1807. 12. 2.、ROB VII : 216 : 1811. 4. 18. など参照。
  - (18) 例えば、AAM : 212 : 1760. 3. 25.、ROB VII : 372 : 1817. 7. 15. など参照。
  - (19) 具体的な経過については、拙稿 144 - 46 参照。
  - (20) 事実経過については、拙稿 137 - 139 参照。
  - (21) ユワーは村と訳されることが多い。ただし、ミョウと同様、その村自身を指す場合と、その村を中心とした行政区画を指す場合がある。

- (22) 税の徴収については、マニプルに関しても同様の内容の表現をしているし（ROB VII : 489 : 1818.3.8）、アラカン人引き渡しについて、ほぼ同様の文が別の詔勅に見られる（ROB VII : 365 : 1817.2.18）
- (23) 例えば、インドのイギリス商人について、「ミズィマー地方である一つの島のナインガンの商人…」（AAM : 4 : 1755.3.4.）と呼んでいるし、フランス商館の設置を許可した詔勅の中で、「ブッジーサーコー（ボンディシェリー）・ミョウザー、一つの島のナインガン、船のピー、カンパニーたちに、従来通り我らのナインガンドーのヤンゴン、シリアム港で貿易させよ」（AAM : 129 : 1759.12.20）と述べている。
- (24) 拙稿148及び註76参照。
- (25) このことについては、時代は下るが、1855年にイギリスの使節の一員としてビルマを訪れたユールが、「アヴァの王たちは、彼らの偉大な五人の祖先たち（アノーヤター、ミンジースワソーケ、バインナウン、ニャウンヤン、アラウンパヤー）の權威に服したものはすべて、帝国に属する領域だと考えていると言われている」（Yule : 269）と述べていることもとも符合する。
- (26) この推測が正しいかどうかの当否は、詔勅以外の他の同時代史料の全面的な検討が必要であるが、それについては後考を期したい。
- (27) 16のタインとあるが、実際に列挙されているのは、15のタインである。
- (28) 拙稿139 - 143参照。
- (29) Than Tun 1983参照。
- (30) 同様の例では、ROB IV : 213 : 1782.2.12.、ROB VIII : 313 : 1819.6.8（即位の告知）、ROB V : 397 : 1788.3.8（曆の頒布）、ROB VII : 371 : 1817.5.31（参照すべきダムマタツについて）などを参照。
- (31) ROB III : 275 : 1773.9.4（ヤウサウツ vs. モーネー）、ROB VI : 596 : 1808.10.10（ニャウンシュエー）、ROB VI : 820 : 181012.8、Ibid. : 850 : 12.29（モーメイッ vs. バモー）参照。
- (32) 1795年のサイムズ使節に同行したハミルトンは、ビルマで入手したさまざまな地図を残している。ただし、それらがどこまでビルマのオリジナルなもので、どこがハミルトンの加えた修正なのかが判別しがたく、検討には注意を要する（Hamilton 1820 a、Hamilton 1820 b、Hamilton 1822、Hamilton 1823-24など参照）。Harley & Woodward 1994は、ビルマにおける地図作成の歴史について多くの示唆を与えてくれるし、付録として、現在確

認されている王朝時代の地図のリストが示されている。

### 【参考文献】

#### 史料

- Cox, Hiram, 1821, *Journal of A Residence in the Burmhan Empire*. London.
- Dalrymple, Alexander, 1926, *Reprint from Dalrymple's Oriental Repertory, 1791-7 of Portions relating to Burma*. Rangoon.
- Hall, D. G. E. (ed.), 1955, *Michael Symes : Journal of His Second Embassy to the Court of Ava in 1802*. London.
- Hamilton, Francis, 1820 a, "An Account of a Map of the Countries Subject to the King of Ava, Drawn by a Slave of the King's Eldest Son," *Edinburgh Philosophical Journal* 2 : 89-95, 262-71, Pl. X.
- Hamilton, Francis, 1820 b, "Account of a Map of the Route between Tartary and Amrapura, by an Ambassador from the Court of Ava to the Emperor of China," *Edinburgh Philosophical Journal* 3 : 32-42, Pl. I.
- Hamilton, Francis, 1822, "Account of a Map of the Tarout Shan Territory," *Edinburgh Philosophical Journal* 7 : 71-75, Pl. III.
- Hamilton, Francis, 1823-24, "Account of a Map of Koshanpri," *Edinburgh Philosophical Journal* 10 : 246-250, Pl. VIII.
- Khin Khin Sein, 1964, *Alaungmintaya Ameidawmya* (アラウンミンタヤー詔勅集) (略称 : AAM)
- Konbaungzet Mahayazawindawgyi*. (コンバウンセツ年代記) (略称 : KBZ)
- Luce, G. H. & Pe Maung Tin, 1933-57, *Inscriptions of Burma*. 5 vols. Oxford. (略称 : Pl.)
- Maung Tin (ed.) & (tr.), 1914, "Rajadhiraja Vilasini, or The Manifestation of the King of Kings," *JBR* 4-1: 7-21
- Sangermano, 1984(1893), *The Burmese Empire : A Hundred Years Ago*. rep. Delhi.
- Symes, Michael, 1969(1800), *An Account of an Embassy to the Kingdom of Ava, Sent by the Governor - General of India, in the Year 1795*. rep. Westmead (London).
- Taw Sein Ko, 1893, "A Preliminary Study of the Po : U : Daung Inscription of Sin-

- byuyin, 1774 A. D., "The Indian Antiquary 22:1-8, (1) - (7)
- Tin, 1965-80, *Myanma Min Okchokpon Sadan*, 5 vols., Yangon. (ビルマ王統治記録)  
(略称 : MMOS)
- Than Tun, 1983-1990, *The Royal Orders of Burma, A. D. 1598 - 1885*, 10 vols. (略称 :  
ROB)
- Than Tun, 1983, "The Royal Order (Wednesday 28 January 1795) of King Badon,"  
『アジア・アフリカ言語文化研究』26 : 153-201.
- Trager, F. N. & W. J. Koenig, 1979, *Burmese Sittans : 1764-1826*, Univ. of Arizona Press.
- Yule, Henry, 1968(1858), *A Narrative of the Mission to the Court of Ava in 1855, together  
with the Journal of Arthur Phayre Envoy to the Court of Ava*, Kuala Lumpur : OUP.

#### 研 究

- Anderson, Benedict, 1983, *Imagined Communities : Reflections of the Origins and Spread  
of Nationalism*, London. (白石隆・白石さや訳 1987 『想像の共同体 ナショナリズムの  
起源と流行』リプロポート)
- Aung Thwin, Michael, 1981, "Jambudipa : Classical Burma's Camelot," *Contributions  
to Asian Studies* 16: 38-61
- Aung Thwin, Michael, 1983, "Divinity, Spirit, and Human : Conceptions of Classical  
Burmese Kingship," in Lorraine Gesick (ed.), *Centers, Symbols and Hierarchies:  
Essays on the Classical State of Southeast Asia*, (Yale University) : 45-86.
- Aung - Thwin, Michael, 1985, *Pagan: the Origin of Modern Burma*, Univ. of Hawaii  
Press.
- Aung Thwin, Michael, 1987, "Heaven, Earth, and the Supernatural World : Dimen-  
sions of the Exemplary Center in Burmese History," in Bardwell Smith & H. B. Rey-  
nolds (eds.), *The City as a Sacred Center: Essays on Six Asian Contexts* ( Leiden  
: E.J.Brill) : 88-102
- Dr. Ba Han, 1965, "Burmese Cosmogony and Cosmology," *JBRS* 48-1 : 9-16.
- Desai, W. S. , 1931, *History of the British Residency in Burma 1826 - 40*, Rangoon.
- Harley, J. B. & David Woodward (eds.) , 1994, *The History of Cartography*, vol. 2, book  
2. Cartography in the Traditional East and Southeast Asian Societies, Univ. of Chica-

- go Press.
- Heine - Geldern, R., 1942, "Conceptions of State and Kingship in Southeast Asia," *Far Eastern Quarterly* 2 : 15-30. (大林太良訳1972(1982)「東南アジアにおける国家と王権の観念」大林太良編『神話・社会・世界観』角川書店(『文化人類学入門リーディングス』アカデミア出版会 : 49-71)
- 岩城高広 1995「コンバウン朝期のシッターンについて」『東南アジア 歴史と文化』24 : 100-125.
- Koenig, W. J., 1990, *The Burmese Polity, 1752 - 1819 : Politics, Administration, and Social Organization in the Early Kon-baung Period*. Univ. of Michigan.
- Lehman, F. K., 1991, "Empiricist Method and Intensional Analysis in Burmese Historiography : William Koenig's *The Burmese Polity, 1752-1819* : A Review Article," *Crossroads* 6-2 : 77-120
- Lieberman, Victor B., 1984, *Burmese Administrative Cycles : Anarchy and Conquest, c. 1580 - 1760*. Princeton UP.
- Okudaira Ryuji, 1989, "Note on the Burmese Dhammathats or Law Texts and Buddhist Polity in Burma," in Tsubouchi Yoshihiro (ed.), *The Formation of Urban Civilization in Southeast Asia* (Kyoto University) : 53-81.
- 奥平龍二 1993「コンバウン王朝ビルマの成立と成文法『マヌヂェ・ダマタツ』の編纂—第一編「王権神話」の創作をめぐる」『東洋学報』74-1・2 : 1-29.
- 奥平龍二 1995「ビルマ王権の正統性—「ムッダー・ベイツェッ」(即位式)をめぐる」*Monumenta Serindica* 26 : 275-292.
- 大野 徹 1980「コンバウン朝下の下ビルマ」『東南アジア・インドの社会と文化』(山川出版社)上 : 291 - 391
- Ramachandra, G. P., 1979, "The Canning Mission to Burma of 1809/10," *JSEAS* 10-1 : 119-138.
- Sarkisyanz, E., 1965, *Buddhist Backgrounds of the Burmese Revolution*. The Hague : Martinus Nijhoff.
- 関本照夫 1987「東南アジア的王権の構造」伊藤亜人・関本照夫・船曳建夫編『現代の社会人類学 3 国家と文明への過程』東京大学出版会 : 3-34.
- Steinberg, D. J. (ed.), 1985, *In Search of Southeast Asia : A Modern History*. Univ. of



- Hawaii Press.
- Sunait Chutinataranond, 1990, "Cakravartin : The Ideology of Traditional Warfare in Siam and Burma, 1548-1605. " Ph. D. diss., Cornell Univ.
- Tambiah, S. J., 1976, *World Conqueror and World Renouncer ; A Study of Buddhism and Polity in Thailand against a Historical Background*. Cambridge UP.
- Taylor, Robert H., 1987, *The State in Burma*. London : C. Hurst & Company.
- Than Tun, 1960, "The Influence of Occultism in Burmese History with special reference to Bodawpaya's Reign 1782-1819," *BBHC* 1-2 : 117-45.
- Thongchai Winichakul, 1994, *Siam Mapped : A History of the Geo-Body of a Nation*. Univ. of Hawaii Press.
- 渡辺佳成 1987「ボードーパヤー王の対外政策についてービルマ・コンバウン朝の王権をめぐる一考察」『東洋史研究』46-3 : 129-63.
- Wolters, O. W., 1982, *History, Culture, and Region in Southeast Asian Perspectives*. Singapore : ISEAS.
- Woodman, Dorothy, 1962, *The Making of Burma*. London.
- 山崎元一 1993「古代インドの王権論」『東洋文化』73 : 1-39.

図1 (Po: U: Daung 碑文)  
1137B.E.(1775)

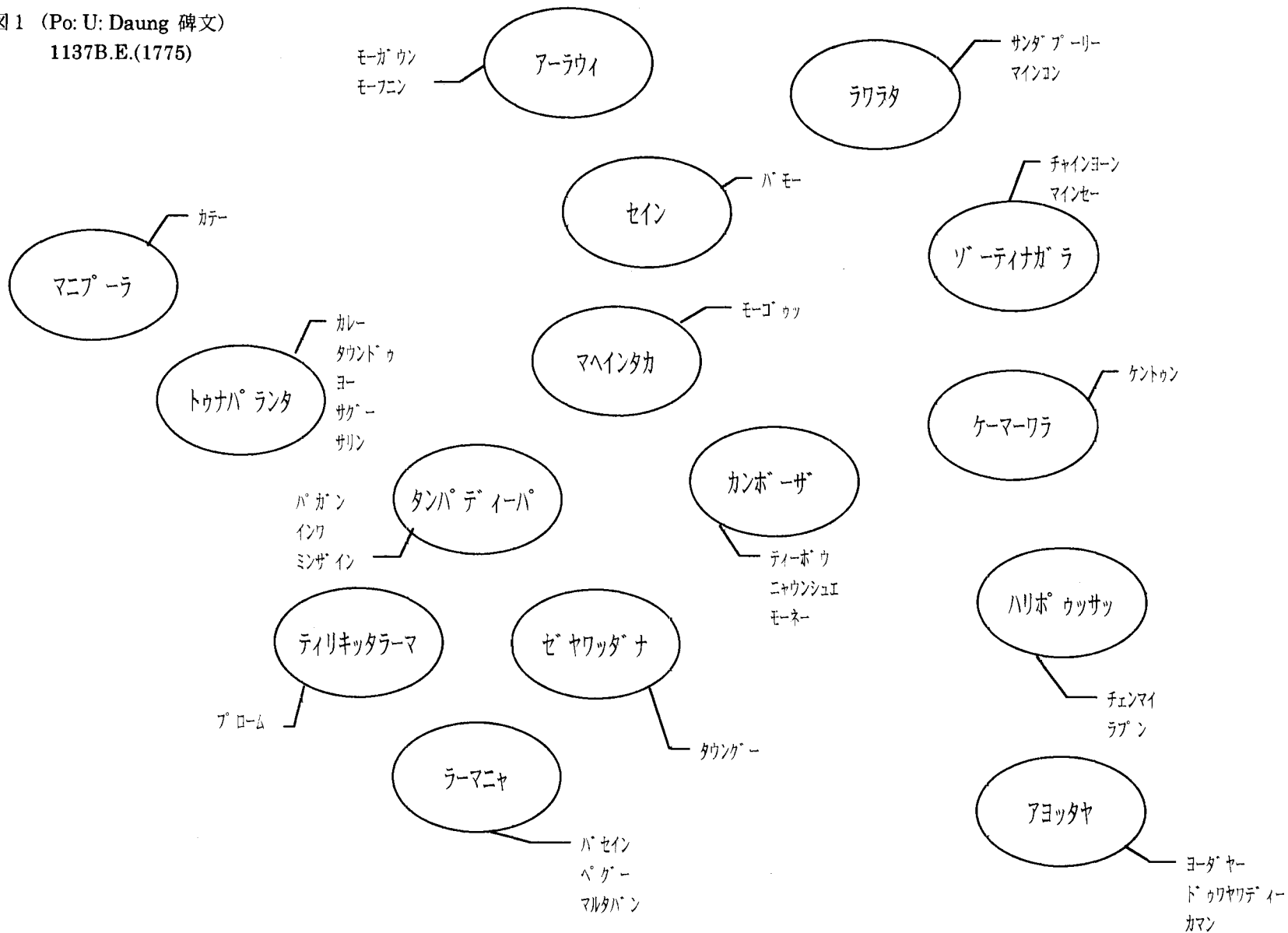


図2 (ROB VIII: 388)

1184B.E. (1822.4.25)

